

水痘注意報の発令について

令和 7 年（2025 年）10 月 30 日（木）15 時 00 分

北海道網走保健所
電 話：0152-41-0698

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和 7 年第 4 3 週（令和 7 年 10 月 20 日～令和 7 年 10 月 26 日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、水痘注意報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第 4 3 週速報値）

区分	網走保健所管内	全 道	全 国
定点あたり患者数	1. 0 0 人	0. 2 6 人	0. 2 0 人

2 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘－帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。

平成 2 6 年 1 0 月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1 回の接種により重症化を、2 回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

3 水痘とは

水痘は、水痘－帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約 2 週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

4 その他

（1）最近 5 週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第 3 9 週 (9 /22～ 9 /28)	第 4 0 週 (9 /29～10/ 5)	第 4 1 週 (10/ 6～10/12)	第 4 2 週 (10/13～10/19)	第 4 3 週 (10/20～10/26)
網走保健所	0 (0.00)	0 (0.50)	0 (0.50)	0 (0.00)	2 (1.00)※
全 道	23 (0.23)	15 (0.15)	20 (0.20)	23 (0.23)	26 (0.26)※
全 国	508 (0.22)	1180 (0.18)	516 (0.22)	417 (0.18)	461 (0.20)※

※第 4 3 週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（U R L： <https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）

（2）水痘の注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で 1 人以上となった場合
警 報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で 2 人以上となった場合
※ 警報発令後は 1 定点医療機関あたりの受診患者数が 1 人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の小児定点医療機関を受診した水痘患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後 4 週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。